

環境保全に関する主な地域計画等の策定状況

参考資料 4

地域計画等の名称	計画等の概要	根拠	策定主体	義務等	財政措置等	主務大臣への協議等	備考	策定状況
◎環境一般								
公害防止計画	現に公害が著しい又は著しくなるおそれのある地域等の公害の防止を目的として策定する地域計画	環境基本法第17条	関係都道府県知事(環境大臣の指示に基づく)	義務	公害財特法による特例措置			31地域で策定
都道府県・市町村環境基本計画	環境保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的計画等	—	地方公共団体	任意	—		環境基本法第36条において、地方公共団体は、環境の保全のために必要な施策を、総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するとされている。	47都道府県、17政令市、524市区町村
環境物品等の調達の推進を図るための方針	環境に配慮した物品等の調達を行うための調達方針	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第10条	都道府県、市町村	努力義務	—			都道府県・政令市100%、市区47.5%、町村10.7%
環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する方針、計画等	自然的社会的条件に応じた環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する方針、計画等を定めるもの	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律第8条	都道府県、市町村	努力義務	—			47都道府県及び17市区町村で策定
◎公害関係								
指定ばい煙総量削減計画	一般排出基準や特別排出基準等の施設ごとの基準のみによっては環境基準の確保が困難な地域において、ある一定規模以上の工場が発生する指定ばい煙の総量を削減するための計画	大気汚染防止法第5条の2、第5条の3	都道府県知事(政令で定める指定地域に限る)	義務	—			Soxが24地域、Noxが3地域で策定
窒素酸化物総量削減計画	自動車から排出される窒素酸化物対策地域において、窒素酸化物総量削減基本方針に基づき、当該対策地域における窒素酸化物の総量を削減するための計画	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第7条	都道府県知事(政令で定める窒素酸化物対策地域に限る)	義務	—	必要		8地域で策定

環境保全に関する主な地域計画等の策定状況

参考資料 4

地域計画等の名称	計画等の概要	根拠	策定主体	義務等	財政措置等	主務大臣への協議等	備考	策定状況
粒子状物質総量削減計画	自動車から排出される粒子状物質対策地域において、粒子状物質総量削減基本方針に基づき、当該対策地域における粒子状物質の総量を削減するための計画	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第9条	都道府県知事(政令で定める粒子状物質対策地域に限る)	義務	—	必要		8地域で策定
総量削減計画	指定水域について生活環境保全に係る水質環境基準の確保を目的として、当該水域の水質に影響を及ぼす汚濁負荷量の削減目標量及び削減目標量の達成の方途を定めるもの	水質汚濁防止法第4条の3	都道府県知事(政令で定める指定地域に限る)	義務		必要		20地域で策定
生活排水対策推進計画	公共用水域の環境基準が確保されておらず、生活排水対策を実施することが特に必要な地域について、生活排水対策の実施を推進するための計画	水質汚濁防止法第14条の8	市町村(都道府県知事が指定する生活排水対策重点地域に限る)	義務				全国ほとんどの市町村で策定
測定計画	当該都道府県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の測定について、測定すべき事項、測定の地点等を定めるもの	水質汚濁防止法第16条	都道府県知事	義務				47都道府県において策定
湖沼水質保全計画	指定湖沼・指定地域において、COD、窒素、リン削減のための負荷量規制、下水道・浄化槽の整備等を推進するための計画	湖沼水質保全特別措置法第4条	都道府県知事(環境大臣が指定する指定湖沼・指定地域に限る)	義務		必要		10湖沼において策定
流出水対策推進計画	流出水(農地等の面源からの排水)対策の実施の推進に関する方針、水質を改善するための具体的方策、流出水対策に係る啓発などを定めた流出水対策の実施を推進するための計画	湖沼水質保全特別措置法第26条	都道府県知事(都道府県知事が指定する地区に限る)	義務		必要		5湖沼において策定

環境保全に関する主な地域計画等の策定状況

参考資料 4

地域計画等の名称	計画等の概要	根拠	策定主体	義務等	財政措置等	主務大臣への協議等	備考	策定状況
瀬戸内海の環境保全に関する府県計画	瀬戸内海環境保全基本計画に基づき、当該府県の区域において瀬戸内海の環境の保全に関し実施すべき施策について定める計画	瀬戸内海環境保全特別措置法第4条	関係府県知事	義務		必要		13地域で策定
有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に関する県計画	有明海及び八代海の海域の特性に応じた当該海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に関し実施すべき施策に関して定める計画	有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律第5条	関係県	義務		必要		6地域で策定
地域水道原水水質保全事業の実施の促進について定める都道府県計画	対象水道原水の水質の保全を図るため、対象水道原水に係る取水地点を対象として、対象水道原水の水質の汚濁に相当程度関係があると認められる区域における地域水道原水水質保全事業の実施の促進について定める計画	水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律第5条	都道府県(水道事業者の要請があった場合)	任意				(確認中)
特定水道利水障害を防止するための水質保全計画	特定水道利水障害の防止のための対策を実施しなければならぬ水道水源水域について、水質の保全に関し実施すべき施策に関して定める計画	特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第5条	都道府県知事	義務		必要		(確認中)
流域別下水道整備総合計画	水系を一体的に捉え、水利用の現況や、環境基準の達成の緊急度などを考慮し、最も合理的かつ総合的な下水道整備を行うための計画	下水道法第2条の2	都道府県(環境基準が定められた河川その他の公共の水域又は海域で政令で定める要件に該当するものに限る)	義務		必要		(確認中)

環境保全に関する主な地域計画等の策定状況

参考資料 4

地域計画等の名称	計画等の概要	根拠	策定主体	義務等	財政措置等	主務大臣への協議等	備考	策定状況
農用地土壌汚染対策計画	カドミウム、銅、砒素によって農用地が汚染されたと認められるときに、事業の実施地域、事業の種類、事業費の概算及び事業の実施者を明らかにして定める計画	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第5条	都道府県知事(都道府県知事が指定する対策地域に限る)	義務		必要		10地域で策定
ダイオキシン類総量削減計画	大気排出基準が適用される特定施設が集合している地域で、大気排出基準のみによっては、環境基準の確保が困難と認められる地域において、ダイオキシン類の総量を削減するための計画	ダイオキシン類対策特別措置法第10条第1項、第11条	都道府県知事(政令で定める地域に限る)	義務		必要		環境基準の確保が困難と認められる地域は現在のところなく策定例なし
ダイオキシン類土壌汚染対策計画	地域内の土壌のダイオキシン類による汚染除去等をする必要があるものとして指定した地域で、汚染除去事業、土地の利用等により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため必要な事業、汚染防止事業の実施等について定める計画	ダイオキシン類対策特別措置法第31条	都道府県知事(都道府県知事が指定する対策地域に限る)	義務		必要		5地域で策定
◎廃棄物・リサイクル								
地域の循環型社会形成推進基本計画等	地域の実情に応じた、循環型社会の形成に関する施策の総合的な推進を図るための計画	—	地方公共団体	任意	循環型社会形成推進交付金等		循環型社会形成推進基本法第32条において、地方公共団体は、循環型社会の形成のために必要な施策を、その総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとされている。	47都道府県の各地域において策定
都道府県廃棄物処理計画	都道府県の区域内における廃棄物の減量その他適正な処理に関する計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5	都道府県	義務				47都道府県において策定

環境保全に関する主な地域計画等の策定状況

参考資料 4

地域計画等の名称	計画等の概要	根拠	策定主体	義務等	財政措置等	主務大臣への協議等	備考	策定状況
一般廃棄物処理計画	市町村の区域内における一般廃棄物の処理に関する計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条	市町村	義務				全国ほとんどの市町村で策定
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に即し、地域のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を実施するための計画	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第7条	都道府県又は政令で定める市	義務				18都道府県において策定
特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の実施計画	平成9年の改正廃棄物処理法の施行前に、不適正に処分が行われた産業廃棄物(特定産業廃棄物)について、生活環境保全上の支障が生じるもの又は生じるおそれがあるものは、原因者等に対して自治体が措置命令を発出する。その後、支障除去が完了しない事案について、実施計画を策定するもの	特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法第4条	都道府県又は政令市	任意	起債の特例	必要	平成14年度から24年度までの10年間の時限立法	8箇所策定
産業廃棄物に係る特定周辺整備地区の施設整備方針	特定施設の整備に伴い生活環境の保全を図るため特に当該特定施設の整備に関連して公共施設の整備を図ることが適当と認められる地区を指定し、当該特定周辺整備地区の施設整備の方針を定めるもの	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律第11条	都道府県	任意				15箇所策定
容器包装廃棄物に係る市町村分別収集計画	各年度において分別収集する容器包装廃棄物の品目と計画量、そのための施設の整備等について定めるもの	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第8条	分別収集を実施しようとする市町村	義務				全国ほぼ全ての市町村で策定

環境保全に関する主な地域計画等の策定状況

参考資料 4

地域計画等の名称	計画等の概要	根拠	策定主体	義務等	財政措置等	主務大臣への協議等	備考	策定状況
容器包装廃棄物に係る都道府県分別収集促進計画	「市町村分別収集計画」における容器包装廃棄物の排出量の見込み、分別収集量の見込みを取りまとめ、分別収集の促進の意義に関する知識の普及や市町村相互間の分別収集に関する情報の交換の促進に関する事項を定めるもの	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第9条	都道府県	義務				47都道府県において策定
特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針	都道府県内における特定建設資材の分別解体、リサイクルの促進等の実施に関して必要な事項を定めるもの	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第4条	都道府県知事	義務				47都道府県において策定
一般廃棄物処理業等についての合理化事業計画	下水道の整備その他政令で定める事由によりその経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生ずることとなる一般廃棄物処理業等について、その受ける著しい影響を緩和し、併せて経営の近代化及び規模の適正化を図るための事業に関する計画	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法第3条	市町村	任意	転廃交付金に関する租税の特別措置(租税特別措置法第28条の3第1項及び第67条の4第1項)	都道府県知事の承認	転廃交付金に関する租税の特別措置を受けるには財務大臣の告示が必要	24市町村で策定
◎自然保護								
都道府県自然環境保全地域における保全計画	地域の自然環境の保全に関する基本的な事項、特に保全を図るべき土地の区域の指定に関する事項、自然環境の保全のための規制又は施設に関する事項について定める計画	自然環境保全法第45条、49条	都道府県(都道府県知事が指定する特別地区に限る)	任意			必要(特別地域又はその区域の拡張をしようとするとき)	526の自然環境保全地域で策定
都道府県立自然公園に関する条例	すぐれた自然の風景地として自然公園法に基づいて指定する地域において、自然環境の保護と快適で適正な利用を推進するためのもの	自然公園法第59条	都道府県	任意			必要(特別地域又は利用調整地区の指定又はその区域の拡張をしようとするとき)	46都道府県で策定

環境保全に関する主な地域計画等の策定状況

参考資料 4

地域計画等の名称	計画等の概要	根拠	策定主体	義務等	財政措置等	主務大臣への協議等	備考	策定状況
景観計画	良好な景観の保全・形成を図るため、計画区域、方針、行為の制限に関する事項等を定める計画	景観法第8条	景観法第7条に定める景観行政団体	任意		必要(景観計画に法律の許可基準を定め		46都道府県のうち73市町で策定
自然再生事業実施計画	自然再生事業の実施計画で事業の対象となる区域やその内容、周辺の自然環境との関係、保全上の意義、事業の効果などを定める計画	自然再生推進法第9条	地方公共団体(地方公共団体が実施者となる場合に限る)	任意				14箇所策定
鳥獣保護事業計画	鳥獣の保護繁殖を目的とする事業を実施するため、環境大臣が定める基準に従い、鳥獣の捕獲などを規制する地域の設定や捕獲許可に関する規定、普及啓発活動などについて定める計画	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第4条	都道府県知事	義務				47都道府県において策定
特定鳥獣保護管理計画	特定の野生鳥獣について具体的な保護管理目標の下、狩猟などを適切にコントロールすることに加え、生息環境の保全整備や被害を防ぐ対策も組み合わせ、地域個体群ごとに現場の特性に合うよう定める計画	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条	都道府県知事	任意		必要(希少鳥獣について定めるとき又は国設鳥獣保護区を含むとき)		46都道府県のうち90地域で策定
動物愛護管理推進計画	国の基本方針に即して、地域の実情を踏まえ、動物愛護及び管理に関する行政の基本的方向性及び中長期的な目標を明確化するとともに、目標達成のための手段、及び実施主体の設定等を行うための計画	動物の愛護及び管理に関する法律	都道府県	義務				2都県で策定

環境保全に関する主な地域計画等の策定状況

参考資料 4

地域計画等の名称	計画等の概要	根拠	策定主体	義務等	財政措置等	主務大臣への協議等	備考	策定状況
◎地球環境								
地方公共団体実行計画	都道府県及び市町村の事務・事業に関し、温室効果ガスの総排出量に関する数値目標や措置の内容等を定める計画	地球温暖化対策の推進に関する法律第21条	都道府県、市町村	義務	普通交付税(地域環境保全対策費)			47都道府県及び663市区町村で策定
地球温暖化対策に関する地域推進計画等	京都議定書目標達成計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための対策・施策を実施するために定める計画	地球温暖化対策の推進に関する法律第20条	地方公共団体	任意			京都議定書目標達成計画第3章第3節において、地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策(地域推進計画)を策定し、実施するように努めるものとされている。	47都道府県及び60市区町村で策定